地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する広島県水道広域連合企業団における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の3分の1の数(40万を超え、80万以下の場合にあっては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と4

令和7年9月4日

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会委員長 田 邊 誠

- 1. 広島県水道広域連合企業団条例の制定又は改廃及び広島県水道広域連合企業団の事務 の執行に関する監査に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数 45,197人
- 2. 広島県水道広域連合企業団議会の解散、広島県水道広域連合企業団の企業長、副企業 長、選挙管理委員及び監査委員の解職並びに広島県水道広域連合企業団規約変更要請の 請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗 じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを 合算して得た数

382,481人

3. 広島県水道広域連合企業団の議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数(40万を超え、80万以下の場合にあっては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

企業団を組織する地方公共団体	必要な有権者数
広島県	382, 481
竹原市	6, 552
三原市	24,064
府中市	10,001
三次市	13,382
庄原市	8,828
東広島市	50,460
廿日市市	31,853
安芸高田市	7, 223
江田島市	5, 874
熊野町	6, 567
北広島町	4, 687
大崎上島町	1, 826
世羅町	4, 070
神石高原町	2, 262